

< 参考 >

中古車に関しては、下記により課税標準基準額を算出してください。

中古車残価率表(総務省告示第176号より抜粋)

区分		経過年数	1年	1.5年	2年	2.5年	3年	3.5年	4年	4.5年	5年	5.5年	6年	耐用年数	
自家用	乗用自動車	一般	0.681	0.561	0.464	0.382	0.316	0.261	0.215	0.177	0.146	0.121	0.100	6年	
		報道通信用	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年	
	トラック (含ライトバン)	一般	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年	
		ダンプ式	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年	
	バス			0.681	0.561	0.464	0.382	0.316	0.261	0.215	0.177	0.146	0.121	0.100	6年
	軽自動車			0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
	三輪自動車			0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
営業用	乗用自動車	総排気量 3,000cc超	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年	
		2,000cc超 3,000cc以下	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年	
		2,000cc以下	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年	
	トラック (含ライトバン)	積載量 2 t 超	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年	
		2 t 以下	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年	
	バス			0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
軽自動車			0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年	
特殊用途自動車	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車、チップ製造車		0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年	
	タンク車、塵芥車、し尿車、寝台車、レッカーその他特殊車体を架装したもの	小型車(2,000cc以下)	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年	
		その他	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年	

中古車において

「営業用」とは、当該自動車はその取得前に営業用として使われたことのある自動車をいい、「自家用」とは、それ以外の自動車をいいます。

営業用の三輪車はそれぞれ区分して「営業用」の「乗用自動車」、「トラック」、「バス」又は「軽自動車」に含まれます。

「経過年数」については、自動車にあっては初度登録年の1月1日、軽自動車にあっては初度検査年の1月1日から起算し自動車又は軽自動車を取得した日の属する年の前年の12月31日までの年数に、次の年数を加算して計算してください。

- (1) 1月1日から6月30日までの間に自動車又は軽自動車を取得した場合 0.5年
- (2) 7月1日から12月31日までの間に自動車又は軽自動車を取得した場合 1年

その中古車の取得の日に属する年が、その中古車に係る初度登録年又は初度検査年と同一年であるときは、「経過年数」は1年として計算してください。

車体の塗色等が契約と異なることにより、新車として取得の日から1月以内に返還された自動車を返還後最初に取得した場合の経過年数については、にかかわらず0.5年として計算して下さい。この場合の残価率は、次のとおりです。

区 分	残価率
耐用年数 6年のもの	0.825
〃 5年のもの	0.794
〃 4年のもの	0.750
〃 3年のもの	0.681

残価率が10%となってもなお残価が50万円を超える場合には、50万円以下に達するまで0.5年ごとに減価償却し、それを基準に税額を算出してください。減価償却率は次のとおりです。

区 分	償却率
耐用年数 6年のもの	0.319
〃 5年のもの	0.369
〃 4年のもの	0.438
〃 3年のもの	0.536